

第 3 次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画最終案

計 画 期 間

基本計画 令和 4 年度（2022 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

後期行動計画 令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

目次

	ページ
第1章 計画の概要	7
1 計画策定の趣旨	7
2 計画策定の背景	7
(1) 世界（国際連合）、国、県の動き	7
ア 世界（国際連合）の動き	7
イ 国の動き	8
ウ 長崎県の動き	8
(2) 長崎市の動き	9
(3) 長崎市の状況	9
3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係	15
(1) 計画の位置づけ	15
ア 国の法律、市の条例等との関係	15
イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係	15
ウ 計画の構成	16
(2) 計画期間	16
(3) SDGsとの関係	16
第2章 基本計画	21
1 計画の基本理念	21
2 推進目標と施策の方向	22
<施策の体系>	23
第3章 後期行動計画	30
1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり	30
主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透	30
主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	33
主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	36
主要課題4 メディアにおける人権の尊重	38

2	推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり	40
	主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	40
	主要課題6 女性のエンパワーメントの推進	44
	主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と ワーク・ライフ・バランス	47
3	推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり	53
	主要課題8 暴力の根絶	53
	主要課題9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	57
	主要課題10 防災・復興における男女共同参画の推進	59
第4章	推進体制	63

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

長崎市においては、1987（昭和62）年に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、長崎市女性行動計画「あじさい男女平等推進プラン」を経て、2001（平成13）年に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための各施策の推進を計画的に図ってきました。

しかしながら、社会全体における固定的性別役割分担意識¹や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は根強く存在しています。また、非正規雇用労働者に占める女性の割合が高いこと等に起因する女性の貧困や、性犯罪・性暴力、ドメスティック・バイオレンス²（以下「DV」という。）、セクシャルハラスメント等の暴力の問題等が男女間の格差の是正を阻む一因となっており、特に女性を取り巻く環境は厳しく、男女共同参画社会の実現を阻害する課題が十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（Well-being）の実現につながるよう、「第2次長崎市男女共同参画計画」における将来の長崎市の姿である「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を引き継ぎ、新たに長崎市が取り組むべき推進目標と施策の方向を明らかにするため、「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界（国際連合）、国、県の動き

ア 世界（国際連合）の動き

1979（昭和54）年の国連総会における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択や、1995（平成7）年に北京（中国）で開催された第4回世界女性会議における女性の地位向上とエンパワメント³を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記された行動計画「北京行動綱領」と「北京宣言」が採択されるなど、国際社会

¹ 固定的性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

² ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。

³ エンパワメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

においては、国際連合などによる男女共同参画に関する取組みが進んでいます。

また、2015（平成 27）年 9 月に開催された国連サミットにおいて、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界の実現を目指す世界共通の目標として、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のためのアジェンダ」の中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。その 17 の目標のひとつとして「ジェンダー⁴平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、男性が変化をもたらす主体や受益者、戦略的パートナーとしてジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関与すること等も重要となっています。

さらに、令和 6 年 9 月に国連で採択された「未来のための協定」では、人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに関する取組みの強化の確実な実行が求められるなど、国際的な取組みが加速しています。

イ 国の動き

2016（平成 28）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の全面施行以降、2017（平成 29）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」の改正、2018（平成 30）年には、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の施行、2019（令和元）年には、「女性活躍推進法」「育児・介護休業法」「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の改正と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行、2021（令和 3）年には、「育児・介護休業法」が改正されるなど、女性の社会進出の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進などの男女共同参画の推進につながる法や制度が整備されています。

また、女性が抱える問題が複雑化・多様化、かつ複合的なものになっている状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から脱却させ、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が 2024（令和 6）年 4 月に施行されました。

ウ 長崎県の動き

長崎県では、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を目指す指針として、2021（令和 3）年に「第 4 次長崎県男女共同参画基本

⁴ ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

計画～ながさき“輝き”プラン～」(計画期間：2021(令和3)年度～2025(令和7)年度)を策定しました。また、2021(令和3)年度に策定した「第5次長崎県DV対策基本計画」(計画期間：2021(令和3)年度～2025(令和7)年度)を改訂し、女性支援新法に基づく基本計画と一体化した「困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画」(計画期間：2025(令和7)年度～2030(令和12)年度)を策定しました。

(2) 長崎市の動き

1987(昭和62)年に女性の地位向上と福祉の増進を目的として「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、1994(平成6)年には「あじさい男女平等推進プラン」の策定、2001(平成13)年には「長崎市男女共同参画計画」の策定を行っており、10年ごとに計画の見直しを行っています。

また、2016(平成28)年策定の「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本計画としても位置付けています。

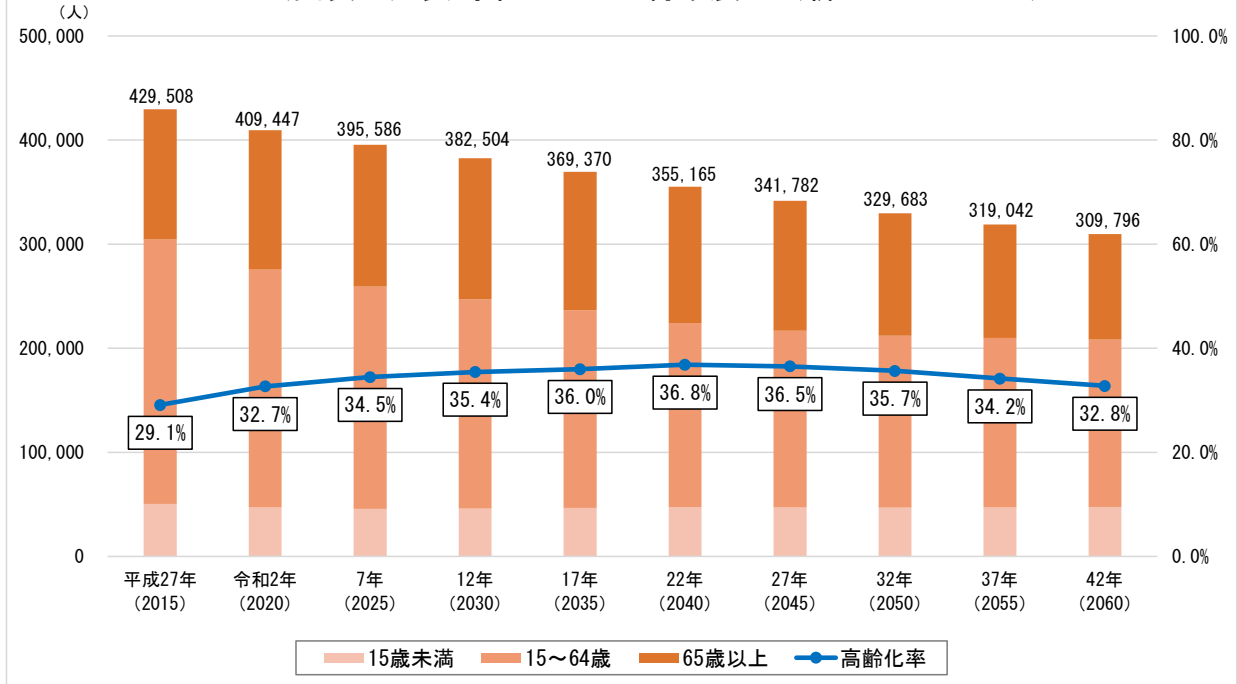
2016年度(平成28年度)からは、男女共同参画に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設である男女共同参画推進センター(長崎市民会館)に指定管理者制度を導入しています。

これまでの計画における進捗状況や社会情勢等を踏まえ、国の第5次男女共同参画計画や第4次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し、2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)を計画期間とする「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

(3) 長崎市の状況

長崎市の人口は毎年減少しており、令和2年4月に算定した長崎市新人口ビジョンによると、長崎市の将来推計人口は、2040(令和22)年には約35万5千人まで減少する一方で、高齢化率は36.8%になり、超高齢化社会となります(図表1)。

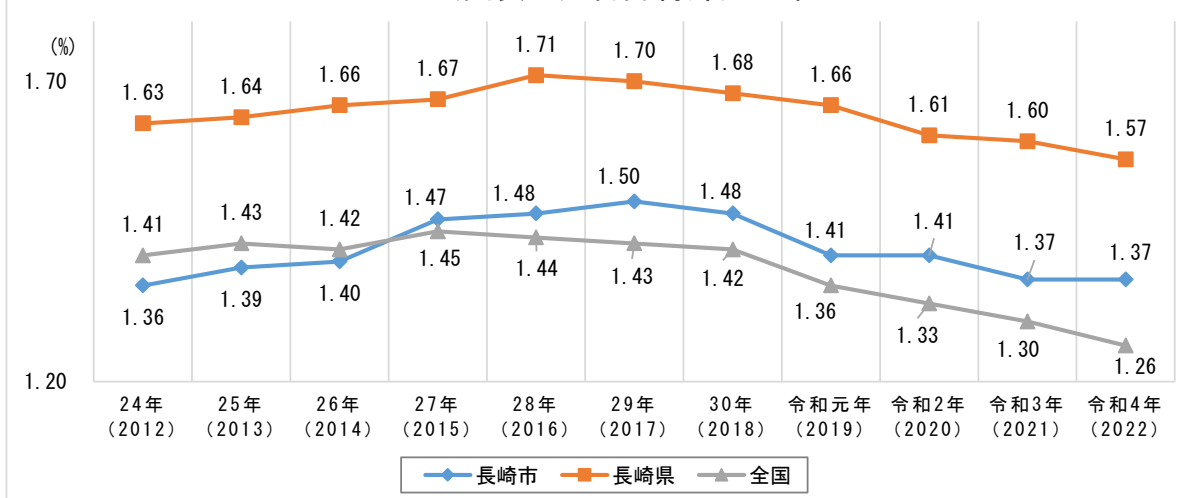
(図表1) 長崎市の人口の将来展望 (新人口ビジョン)



【参考】第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市の出生率は減少傾向にあり、2022（令和4）年には2,449人と、10年前の2012（平成24）年から880人の減少となっています。合計特殊出生率⁵は、2012（平成24）年から2017（平成29）年にかけて上昇しましたが、その後は減少に転じています（図表2）。

(図表2) 合計特殊出生率



【参考】長崎市こども計画(長崎市)

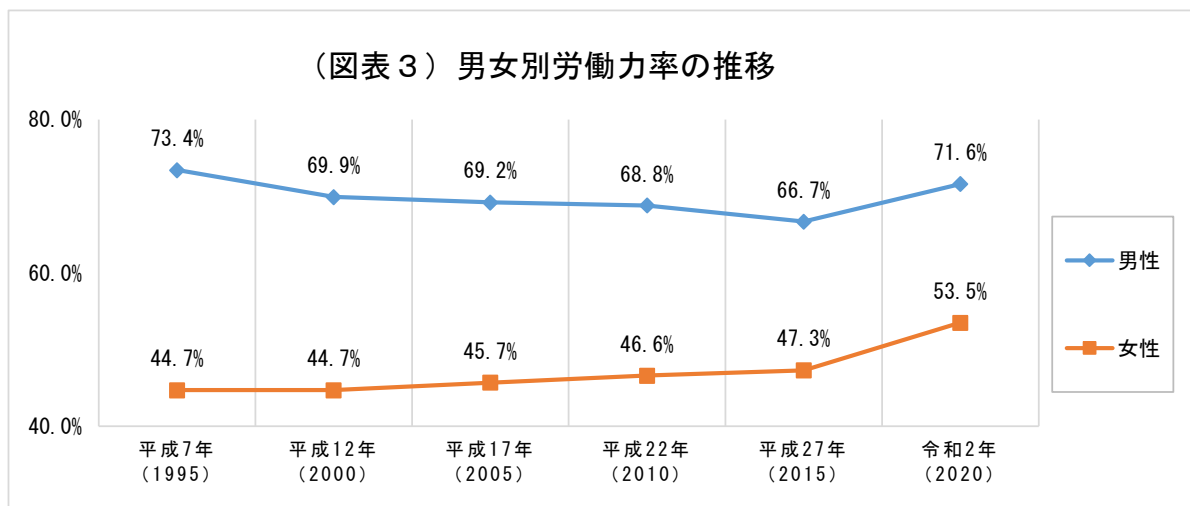
⁵ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子供の数に相当する。

男女別労働力率の推移を見ると、男性の労働力は1995（平成7）年を境に減少していましたが、2020（令和2）年は上昇に転じています。一方、女性の労働力率は近年上昇傾向にあります（図表3）。

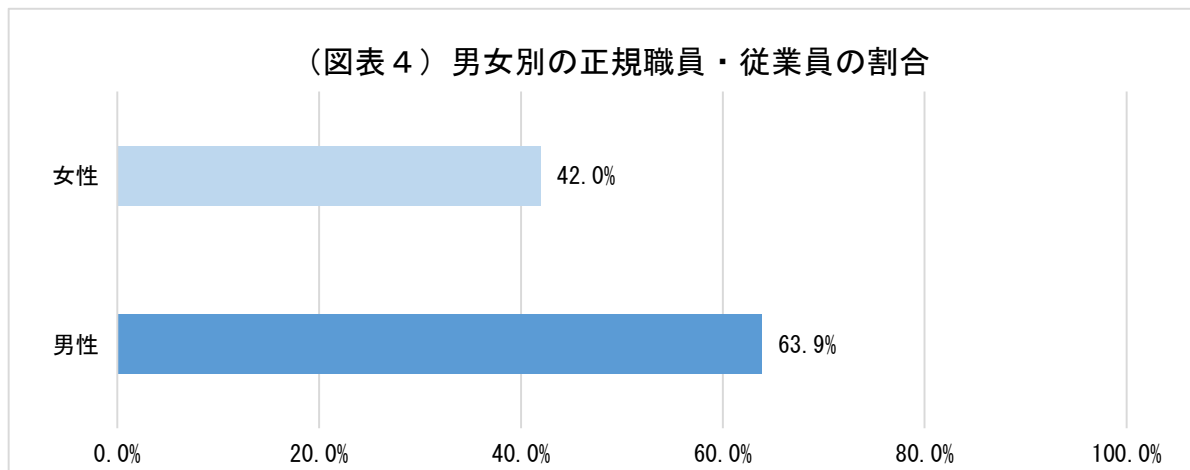
また、正規職員・従業員の割合を見ると、男女で雇用状況は異なり、男性は約65%が正規職員ですが、女性の正規職員は50%にも達していません（図表4）。加えて、女性の就業率は増加傾向にあるものの、非正規雇用の割合が高いことから雇用環境の悪化の影響を受けやすいなど、女性を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

女性活躍がうたわれる一方で、育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさや、特に女性においてキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景として長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りがあるなど、その根底には固定的な性別役割分担意識が未だ見受けられます。

ライフステージに応じて性別にかかわらずすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現や雇用のあり方を見直す環境の整備が重要となっています。



【出典】国勢調査（総務省統計局）



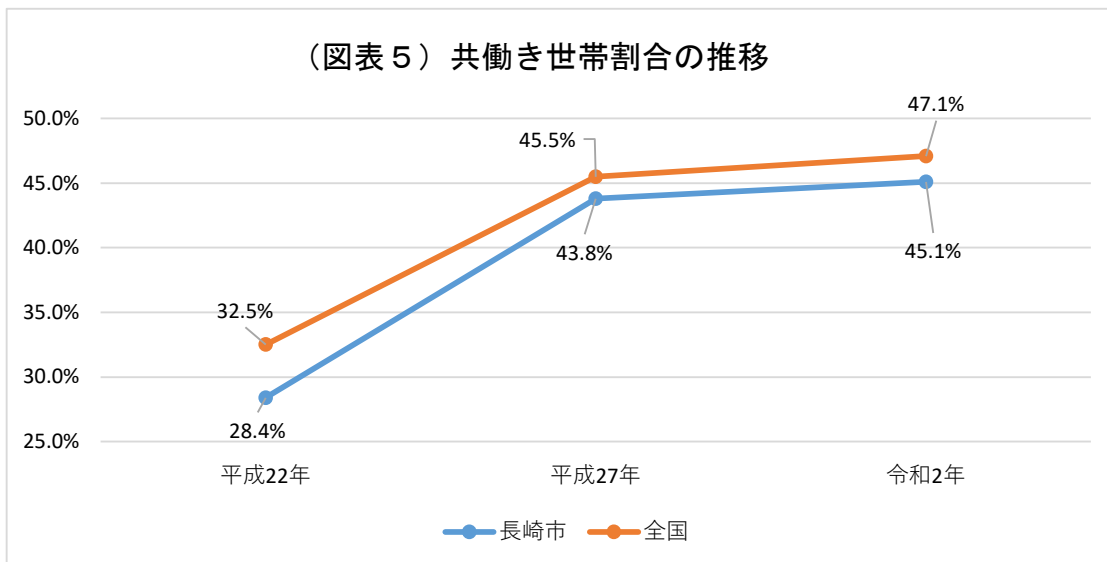
【出典】令和4年就業構造基本調査（総務省統計局）

女性の就業率の増加に伴い共働き世帯も増加傾向にあります。特に、2010（平成22）年から2015（平成27）年の5年間で急激に増加しています（図表5）。

また、要支援・要介護者認定者数の推計を見ると、今後、要支援・要介護者認定者数と併せて総人口に占める割合も増加することが見込まれています（図表6）。

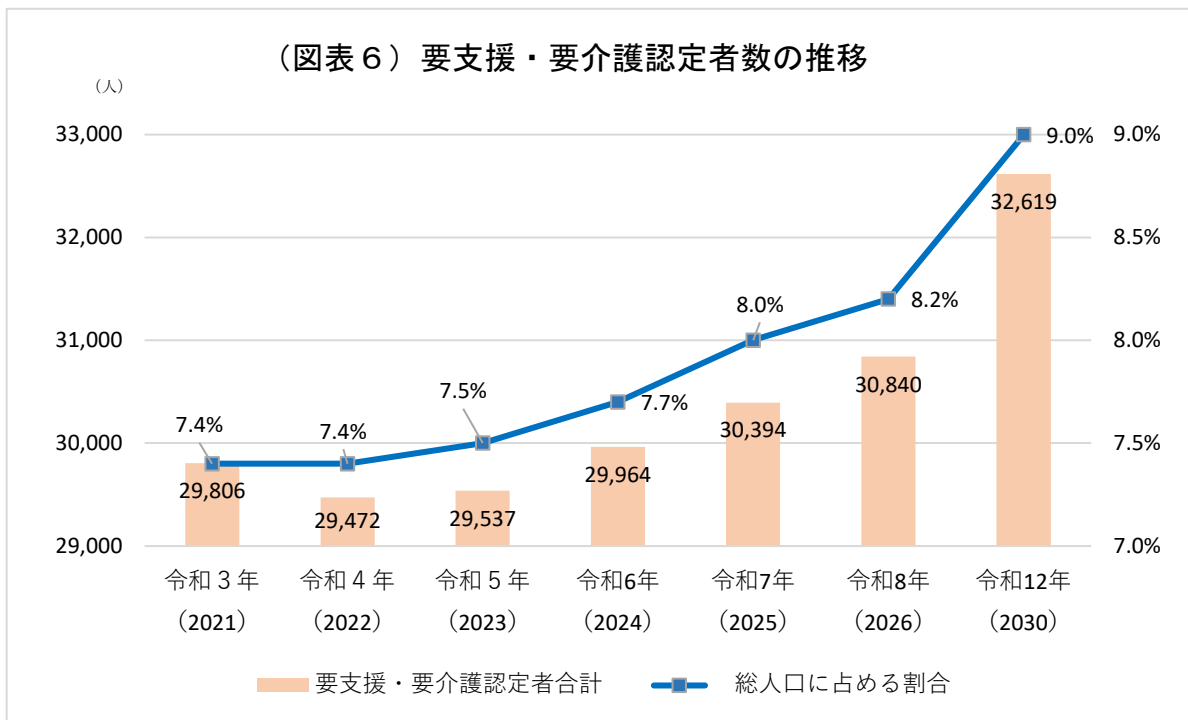
さらに、介護をしている15歳以上人口においては、どの年代においても女性がその多くを占めています（図表7）。

女性の社会進出が進み、女性の就業率が高まるなど、女性活躍の推進に向けた動きは進んでいるものの、現状では育児や介護の多くを女性が担っており、今後、更なる高齢化の進展により働きながら介護を行うワーキングケアラーの増加が予測されることや、育児と介護のダブルケアを担う者がいることから、育児や介護等に男性が参画できるような環境整備や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進が求められます。



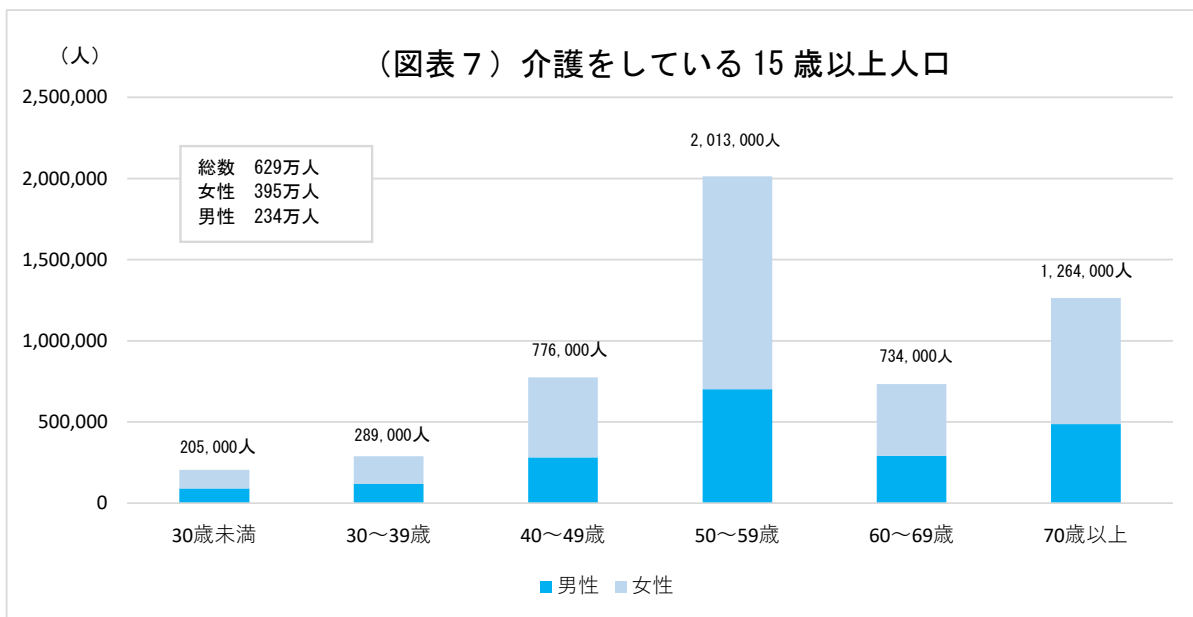
【参考】国勢調査（総務省統計局）

(図表6) 要支援・要介護認定者数の推移



【参考】長崎市高齢保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（長崎市）

(図表7) 介護をしている15歳以上人口



【出典】令和4年就業構造基本調査（総務省統計局）

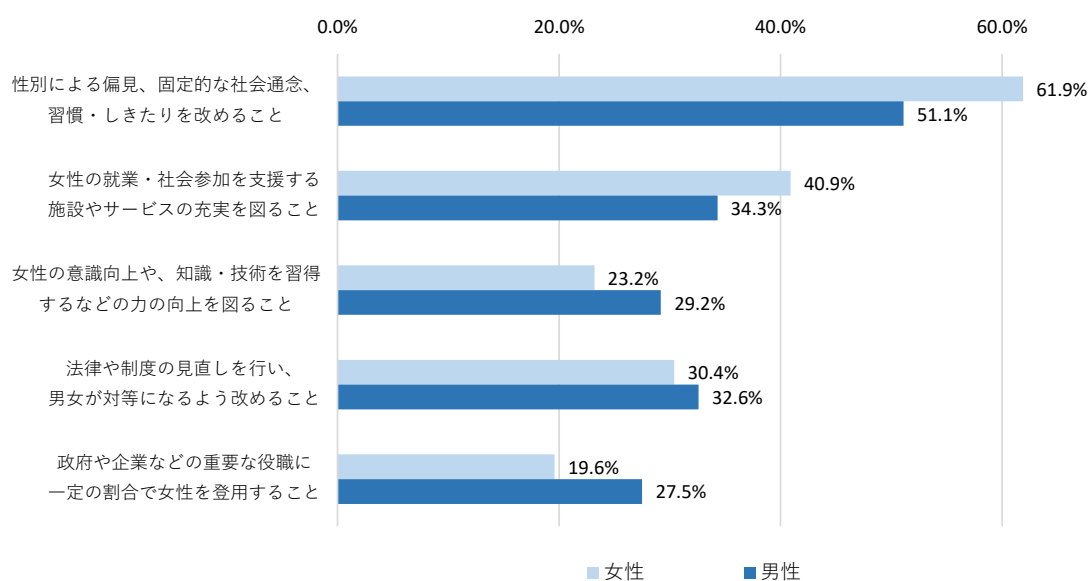
※総数に分類不能・不詳等の数値を含み、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と男女の合計は必ずしも一致しない。

2023（令和5）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「社会のあらゆる分野で男女が対等な立場でともに参画していくために必要なこと」について、全体で見ると「性別による偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多く、次に「女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。（図表8）。

男女別でも、この2項目が他の項目より高い割合を示していますが、このうち「性別による偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改めること」については、女性が男性より10.8ポイント高くなっています。

このように、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、制度があっても利用しづらいことから、この問題の解消のための情報発信を継続的に行っていくとともに、女性の就業や社会参加を支援するための職場・地域環境の整備や教育・啓発に力を入れていくことが求められます。

(図表8) 社会のあらゆる分野で男女がともに参画していくために必要なこと



【出典】令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査（長崎市）

3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係

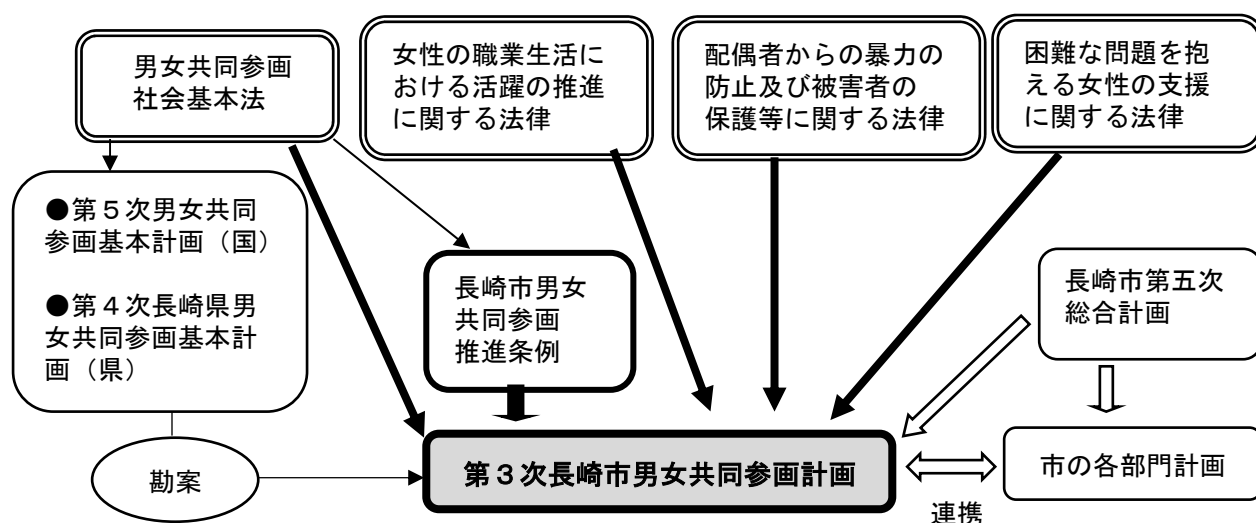
(1) 計画の位置づけ

ア 国の法律、市の条例等との関係

- (ア) この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項、長崎市男女共同参画推進条例第7条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (イ) 女性活躍推進法第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本的な計画です。
(推進目標ⅠからⅡの一部が関連)
- (ウ) DV防止法2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(16)が関連)
- (エ) 女性支援新法第8条第3項に規定する困難な問題を抱える女性への支援についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(18)が関連)

イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係

この計画は、長崎市第五次総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします」に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的な取組みと施策の方向を具体的に示したもので、国及び県の基本計画を勘案しつつ、長崎市第五次総合計画との整合性を図りながら、関連する他の部門の計画と連携して取り組む計画です。



ウ 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成します。

基本計画は、長崎市の男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を踏まえ、計画の体系、計画の推進目標及び計画の主要課題を記し、その目標を達成するための施策の方向性を定めています。

行動計画では、主要課題を達成するための数値目標と具体的な取組みを定めています。

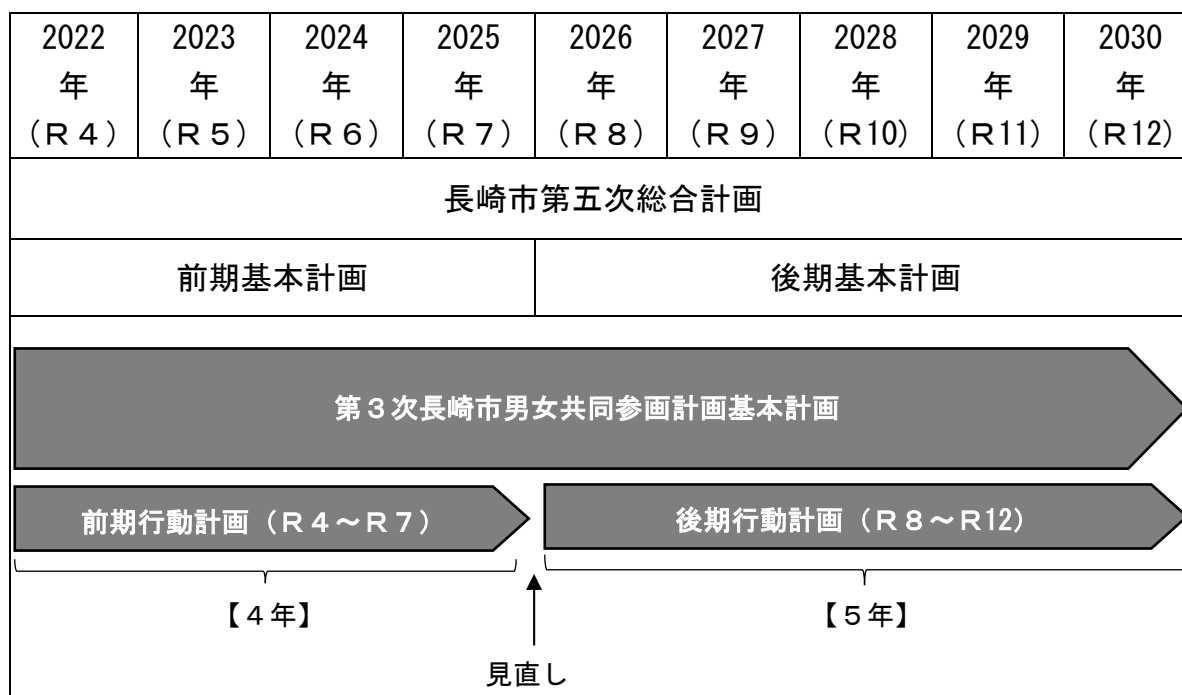
(2) 計画期間

基本計画は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。

行動計画は、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4か年を前期、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年を後期とします。

後期行動計画については、前期行動計画の期間の社会情勢の変化や計画の進捗状況の評価を踏まえて、後期行動計画に反映させることとします。

第3次長崎市男女共同参画計画の期間

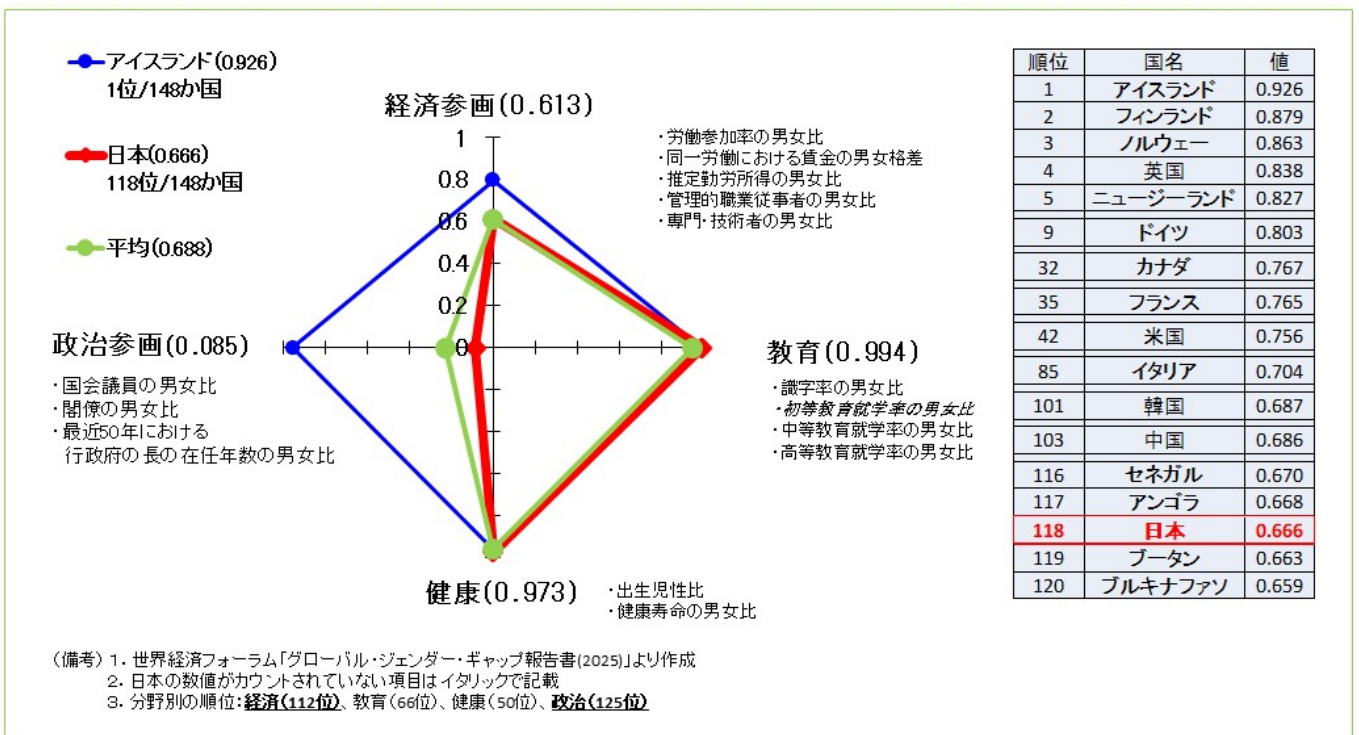


(3) SDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年9月25日に国連サミットで採択され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念とし、2030（令和12）年までの達成を目指す、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

特に、ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の各施策の方向性とも重なっており、本計画の各施策を着実に進めていくことで、SDGsの推進、目標達成にもつながるものと考えています。

我が国のジェンダー平等については、世界経済フォーラムが2025（令和7）年に公表した男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、世界148カ国中約118位と下位に位置しています。前年と同順位でしたが、政治分野と経済分野で低評価となっており、依然として男女格差が大きく、日本はG7の中で最も低い評価を受け、他の先進国と比較して遅れをとっています。このように我が国のジェンダーギャップ指数は改善の兆しを見せつつありますが、依然として多くの課題が残っています。



持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

第1章 計画策定の趣旨	 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
第1章 計画策定の背景	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4【教育】 すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
第1章 計画の位置づけ・期間	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
第2章 基本計画	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
第4章 推進体制	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
S	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省パンフレット）

第2章 基本計画

第2章

基本計画

1 計画の基本理念

長崎市では、2002（平成 14）年に制定、施行した長崎市男女共同参画推進条例第3条において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしています。今回の第3次計画においても、この基本理念に基づき策定しています。

【長崎市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 国際的協調

（参 考）

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

2 推進目標と施策の方向

第2次計画においては、これまで男女共同参画が十分に進まなかった理由として、次の3つをあげています。

- 1 男女共同参画への理解がまだまだ浸透していないこと
- 2 様々な分野への男女の共同参画が進んでいないこと
- 3 男女共同参画社会の推進を阻害する要因である暴力被害が存在すること

これらの現状を踏まえ、将来の長崎市の姿として、

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

をめざし、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定するとともに、施策の方向を定め、男女共同参画の推進に向けた様々な取り組みを行ってきました。

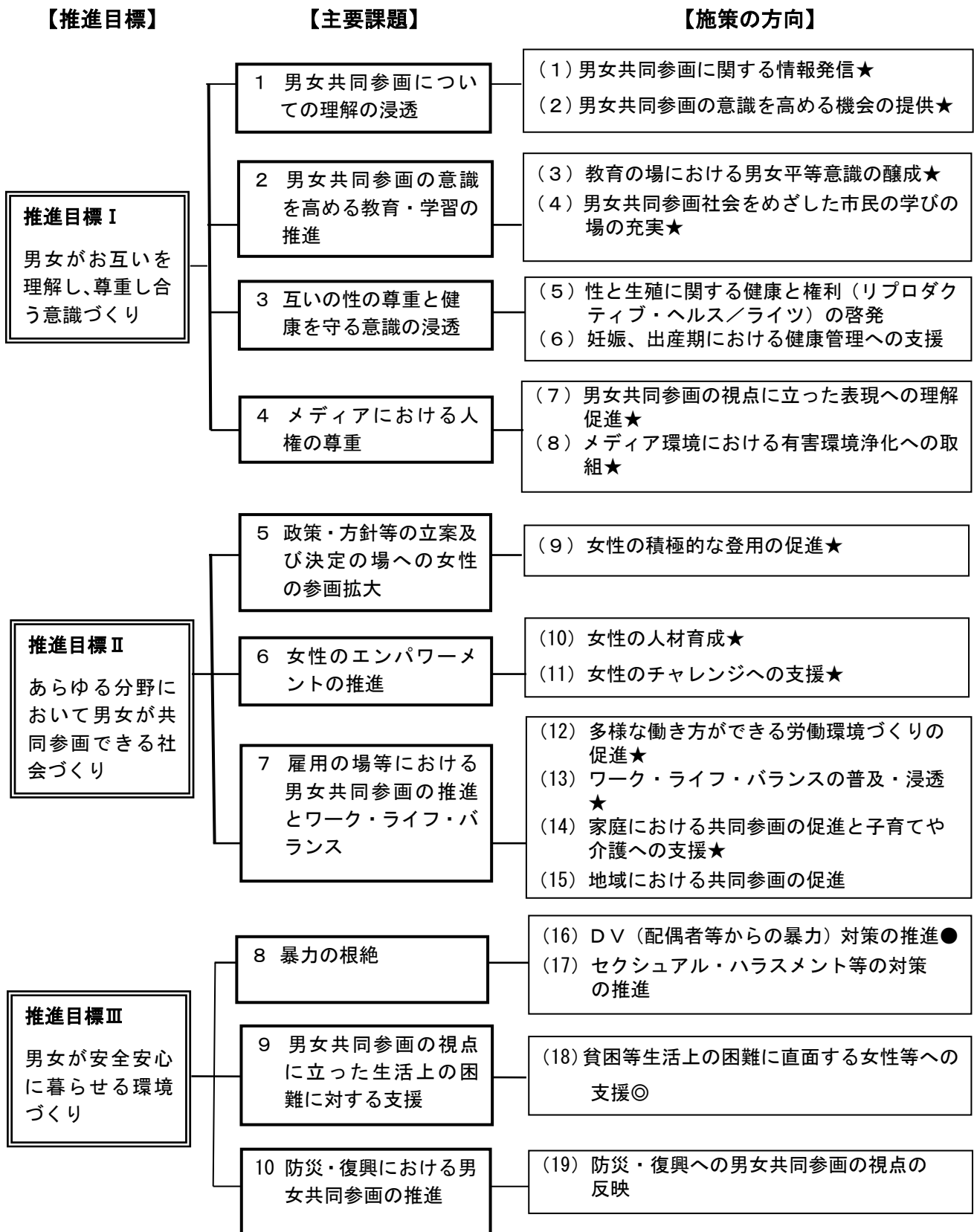
しかしながら、現時点においても、上記のような男女共同参画社会の実現を阻む課題は、まだ十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、第3次計画においても、第2次計画がめざす将来の長崎市の姿を引き継ぐこととします。

また、第2次計画と同様に、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定し、施策の方向を定めました。

<施策の体系>

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現



★：女性活躍推進法に基づく計画に位置付け

●：DV防止法に基づく計画に位置付け

◎：女性支援新法に基づく計画に位置付け

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

日本国憲法では、すべての国民の基本的な権利が保障され、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の権利の尊重がうたわれており、性別による差別的な扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題	施策の方向
1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信 (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成 (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ⁶ ）の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援
4 メディアにおける権利の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 (8) メディア環境における有害環境浄化への取組

⁶ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）は2025（令和7）年に「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数⁷（Gender Gap Index：GGI）を発表しました。2025（令和7）年の日本の総合スコアは、148か国中118位と、特に政治分野と経済分野で低評価となっており、依然として男女格差が大きく、日本はG7の中で最も低い評価を受け、他の先進国と比較して遅れをとっています。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題	施策の方向
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進
6 女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成 (11) 女性のチャレンジへの支援
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進 (13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 (15) 地域における共同参画の促進

⁷ ジェンダーギャップ指数とは、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

DVやセクシュアル・ハラスメント⁸（以下「セクハラ」という。）などの様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではなく、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つでもあります。

また、社会的・経済的な男女間の格差等を起因とする多様かつ複合的な困難を抱える女性等への支援や、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の浸透の必要性も再認識されています。

誰もが安全に安心して暮らせるために、男女共同参画の視点に基づいた意識啓発やきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要課題	施策の方向
8 暴力の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進 (17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
10 防災・復興における男女共同参画の推進	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

⁸ セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

第3章 後期行動計画

「第3章 後期行動計画」の見方

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題ごとに、現状、施策の方向を記載しています。

主要課題Ⅰ 男女共同参画についての理解の浸透

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります（以下略）。

「主要課題」の進捗を図るための指標と基準値、目標値を記載しています。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.7%	人権男女共同参画室

施策の方向(1)

男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や情報発信に努めます。

施策の方向に沿って取り組む内容

「施策の方向」に沿って取り組む内容を記載しています。

指標番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室

第3章 後期行動計画

1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

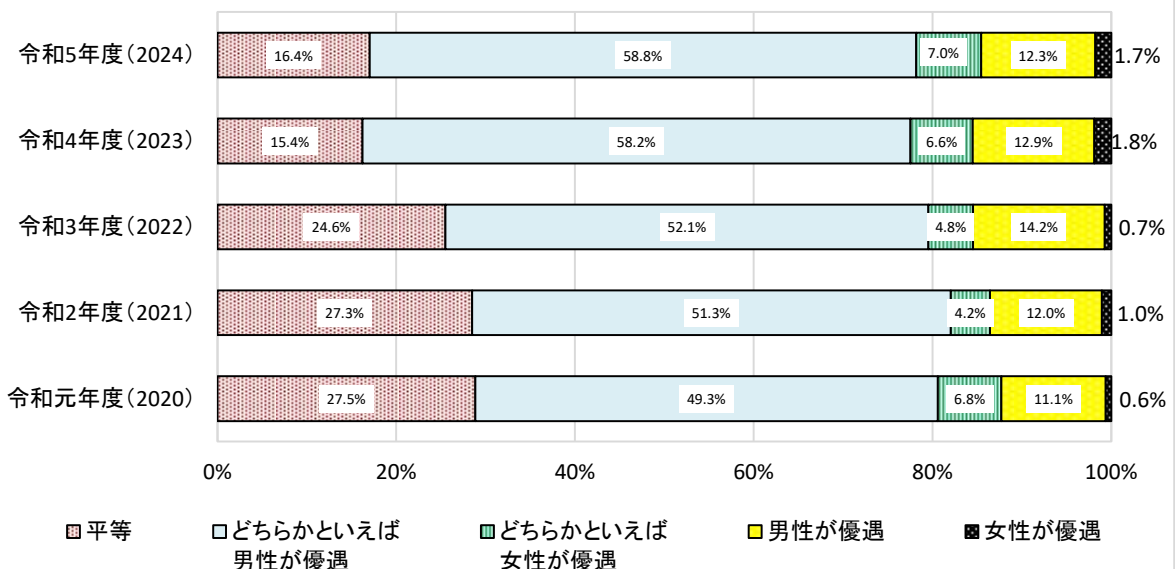
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯で作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります(図表10)。

男女共同参画に関する様々な取り組みや制度の整備などは進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。

また、国においては、世界の動きと軌を一にして男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取り組みが進められています。

このため、世界の動きにも目を向けながら、あらためて男女共同参画の視点に立ち、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるようにするとともに、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する知識の普及と啓発に努めます。

(図表10) 「社会全体でみた場合に、男女は平等になっていると思いますか」



出典「長崎市市民意識調査」(長崎市)

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.7%	人権男女共同参画室
2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	11,392人 (R6年度)	11,200人	人権男女共同参画室
3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	94.0% (R6年度)	94.5%	人権男女共同参画室

施策の方向（1）

男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や継続的な情報発信に努めます。

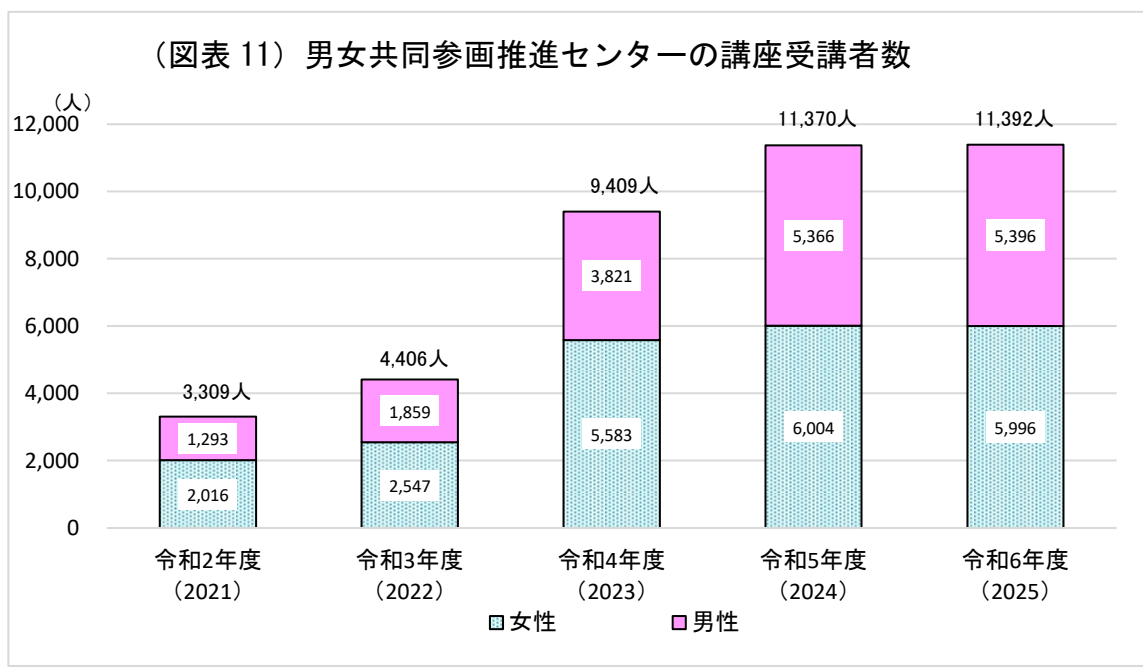
施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室

施策の方向（２）

男女共同参画の意識を高める機会の提供

男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）は、長崎市における男女共同参画を推進する拠点施設です。2025（令和7）年7月に男女共同参画社会基本法が改正され、この中で、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点施設として定義されました。これまでも、同センターを中心に男女共同参画について市民が関心や興味を持って考える機会となるような講座や講演会等を実施しておりますが、年齢、性別、職業などの立場を問わず多様な参加者の参加を促進し拠点施設としての機能の更なる充実を図ります。



出典「男女共同参画推進センター事業概要及び事業報告」（男女共同参画推進センター）

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室

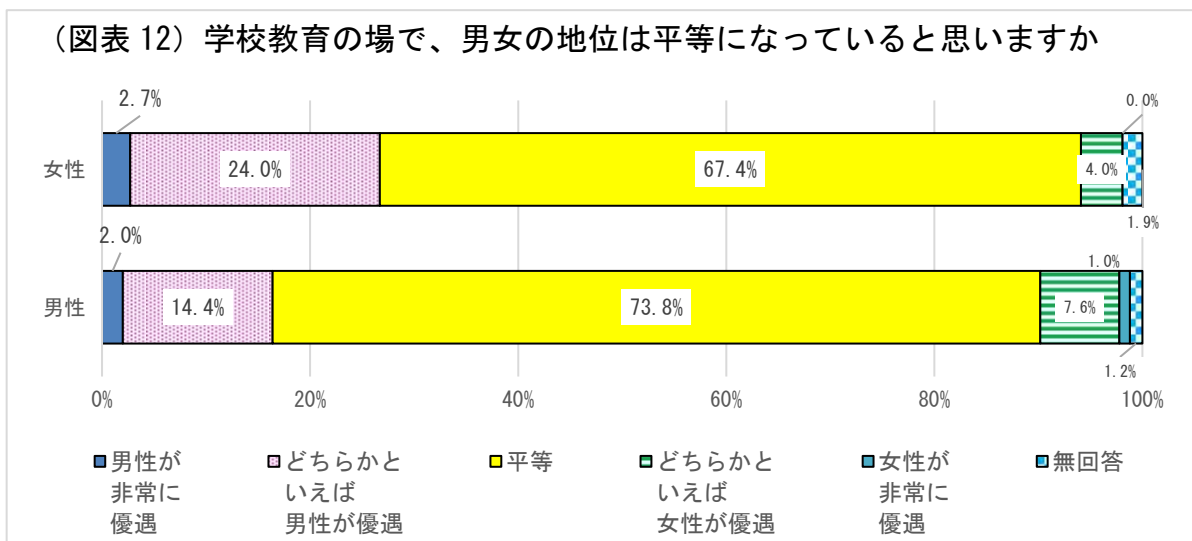
主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが自立して個性や能力を発揮し、社会活動に参画することが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などは、幼少の頃から形成されてきており、誰にでも存在します。

このため、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、男女双方の意識を変えていく取組みが極めて重要となりますので、子どもの頃から男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育を行う必要があります（図表12）。

また、社会全体の男女共同参画意識の醸成するために、家庭や地域、職場などの社会のあらゆる場においても、学びの機会を提供できるよう、学びの場の充実を図ります。



出典「令和6年9月男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府男女共同参画局）

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
4	職業講話の実施校の割合 (学校運営調査)	76.9% (R6年度)	80.0%	学校教育課
5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	66回 (R6年度)	66回	人権男女共同参画室

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

施策の方向（３）

教育の場における男女平等意識の醸成

次世代を担う子どもたちが個性や能力を発揮して成長することができるよう、子どもの頃から、男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育や教員向けの研修や保護者向け講座の実施に取り組んでいきます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課

施策の方向（４）

男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

家庭、地域、職場などの社会のあらゆる場において学ぶ機会を提供するとともに、未就学児を持つ方も気軽に参加できるよう、講座開催時に一時保育を実施するなど、学びの場の充実を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室

14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課
----	------------------------	----	---------

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

男女が互いの身体的性差を十分理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成のために大切です。

健康な生活を送るためには、心身及びその健康について、正確な知識や情報入手できるようにする必要があります。特に女性の心身状態は年代によって大きく変化するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を広げます。

近年、働く女性が増え、女性のライフスタイルが多様化しており、婚姻年齢や出産年齢が上昇している中でも、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることと併せて、男女ともに、妊娠や出産を正しく理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮することが必要です。

そのため、それぞれの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたり健康を包括的に支援するための取組みを行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
6	性教育に係る外部講師の活用率	46.2% (R6年度)	48.0%	学校教育課
7	こども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,438件 (R6年度)	1,927件	子育てサポート課

施策の方向（5）

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発

性と生殖について、人権意識に基づいた正しい知識を身につけることができるよう、幅広い世代への啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課

17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	学校教育課
18	エイズなどの性感染症に関する正しい知識の普及・啓発の充実（性感染症に関する情報提供や学校への講師派遣等）	市民（主に中・高・大学生）	感染症対策室
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室

施策の方向（6）

妊娠、出産期における健康管理への支援

男女ともに、妊娠や出産に関する正しい知識や情報を得て理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮できるよう、健康診査や保健指導、相談等を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課
21	両親学級の開催	妊婦とそのパートナー	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

現代社会は、様々な媒体から多くの情報が流されており、固定化された男女の姿や人権を侵害するような性暴力表現などの情報は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、メディアからの情報の影響は大変大きいものとなっています。

このため、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組むとともに、市民がメディアの情報を主体的に読み解き、判断する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための機会を提供します。

公共性の高い空間においては、青少年が性や暴力の表現に安易に接することができる環境は有害となる場合もあるため、そのような表現を含む情報との隔離を適切に行うよう啓発を行います。

また、近年の急速なスマートフォンの普及により、インターネット利用が拡大しており、私たちはいつでもどこでも必要に応じて、情報を簡単に入手することができます。インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、安全安心な利用のための周知・啓発を行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
8	把握している社会環境実態調査対象店舗(市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など)への調査実施率	100.0% (R6年度)	100.0%	こども相談センター (こどもみらい課)

施策の方向(7)

男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

固定化された男女の姿や、趣旨とは関係ないことで性的な表現を用いているような場合には、人権尊重の視点、男女共同参画の視点に立って考えたうえで、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組めます。

また、スマートフォンの急速な普及により、インターネットによる情報の収集や発信が容易になっています。このため、市民がメディア情報を主体的に読み解き、判断し、適切に発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための情報発信や学習の機会を提供します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	継続して取り組む内容	対象	所管課
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除するため配慮すべき事項として広報研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室

施策の方向（8）

メディア環境における有害環境浄化への取組

性や暴力の表現や情報に安易に接することができる環境は、特に青少年の心身の健全育成にとって悪影響を及ぼすことから、公共性の高い空間においては、そのような表現を含む情報からの適切な隔離について、また、コミュニティサイトやSNS等のメディア環境においては、有害なサイトに対するアクセス制限などの予防対策を行うとともに、被害者にも加害者にもならないための周知・啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
25	社会環境実態調査の実施（コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等）	事業者	こども相談センター（こどもみらい課）
26	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	P T A	生涯学習企画課

2 推進目標Ⅱ あらゆる分野において

男女が共同参画できる社会づくり

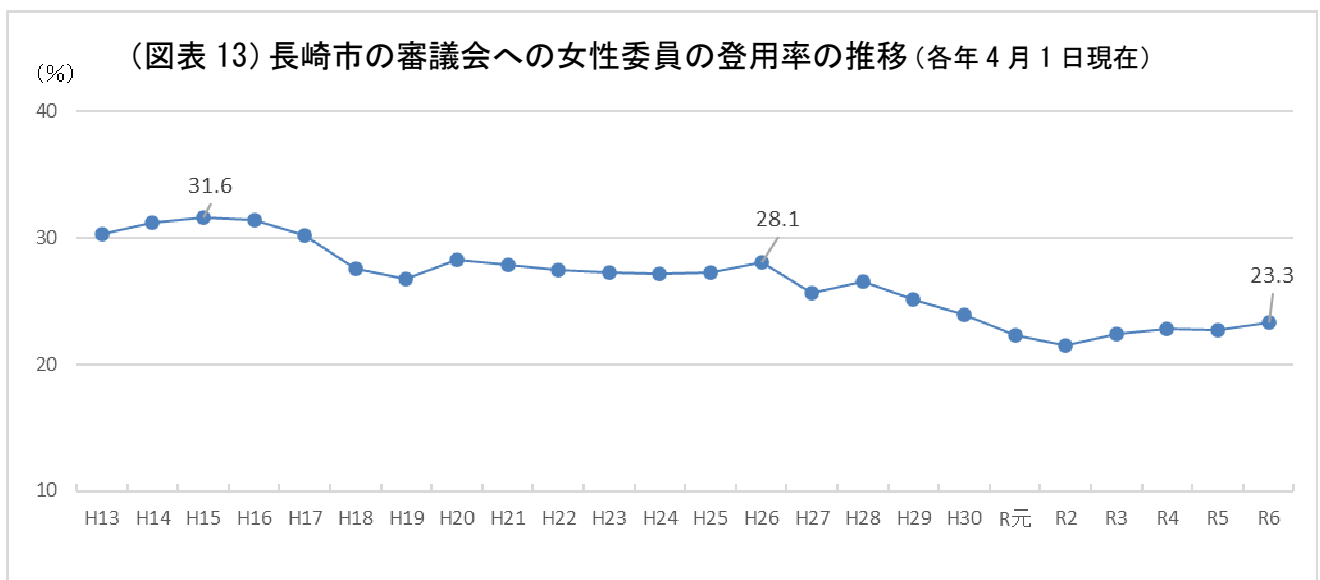
主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

国際社会においては、2015（平成 27）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）について、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

また、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020 年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度となるよう目指す」ことを目標に様々な取組みが進められており、指導的地位に占める女性の割合は増えつつあります。

そのような中、本市における審議会等への女性の登用率は、近年減少傾向にあり（図表 13）、中核市の平均を下回っています（図表 14）。このため、市役所自らが女性の参画拡大に積極的に取り組むことと併せて、民間企業等への情報提供や意識啓発を行うことで、女性の参画拡大を推進します。



※地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等における登用状況

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(内閣府男女共同参画局)

(図表14) 中核市における審議会等の女性委員の登用率

(2024(令和6)年4月1日現在)

No.	都市名	審議会等の女性登用率	No.	都市名	審議会等の女性登用率	No.	都市名	審議会等の女性登用率
1	函館市	26.8%	22	富山市	28.1%	43	明石市	26.9%
2	旭川市	28.6%	23	金沢市	32.3%	44	西宮市	33.7%
3	青森市	28.6%	24	福井市	34.8%	45	奈良市	38.1%
4	八戸市	29.7%	25	甲府市	25.5%	46	和歌山市	33.3%
5	盛岡市	30.3%	26	長野市	35.6%	47	鳥取市	33.1%
6	秋田市	24.3%	27	松本市	29.2%	48	松江市	37.4%
7	山形市	27.5%	28	岐阜市	30.0%	49	倉敷市	28.0%
8	福島市	36.6%	29	豊橋市	24.0%	50	呉市	25.4%
9	郡山市	34.6%	30	岡崎市	27.3%	51	福山市	28.2%
10	いわき市	29.2%	31	一宮市	32.5%	52	下関市	32.5%
11	水戸市	35.3%	32	豊田市	26.7%	53	高松市	39.2%
12	宇都宮市	27.9%	33	大津市	36.6%	54	松山市	46.6%
13	前橋市	24.5%	34	豊中市	32.0%	55	高知市	32.2%
14	高崎市	27.8%	35	吹田市	30.4%	56	久留米市	45.6%
15	川越市	30.3%	36	高槻市	28.1%	57	長崎市	23.3%
16	川口市	27.7%	37	枚方市	35.9%	58	佐世保市	27.8%
17	越谷市	34.3%	38	八尾市	34.2%	59	大分市	28.3%
18	船橋市	30.8%	39	寝屋川市	28.6%	60	宮崎市	30.1%
19	柏市	34.5%	40	東大阪市	33.0%	61	鹿児島市	25.0%
20	八王子市	26.4%	41	姫路市	36.3%	62	那覇市	35.7%
21	横須賀市	29.4%	42	尼崎市	40.0%			
平均	31.2%		最大	松山市	46.6%	最小	長崎市	23.3%

※地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(内閣府男女共同参画局)

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.3% (R6年度)	40.0%	行政体制整備室
10	市役所の女性職員の管理職(課長級以上)への登用率	16.6% (R6年度)	20.0% 以上	人事課

施策の方向（9）

女性の積極的な登用の促進

政策・方針等の決定過程に男女が共に参画することを目指し、その過程に参画する女性の割合を引き上げるため、市役所において、審議会や管理職への女性の積極的な登用促進を図るとともに、民間企業等への情報提供や意識啓発を行います。

（図表15）中核市における市職員一般行政職の管理職への女性の登用率

（2024（令和6）年4月1日現在）

No.	都市名	一般行政職の 管理職	No.	都市名	一般行政職の 管理職	No.	都市名	一般行政職の 管理職
1	函館市	16.8%	22	富山市	13.3%	43	明石市	11.9%
2	旭川市	13.4%	23	金沢市	13.1%	44	西宮市	12.2%
3	青森市	14.7%	24	福井市	17.9%	45	奈良市	22.4%
4	八戸市	15.8%	25	甲府市	9.6%	46	和歌山市	13.2%
5	盛岡市	17.2%	26	長野市	8.2%	47	鳥取市	20.2%
6	秋田市	20.0%	27	松本市	30.4%	48	松江市	23.6%
7	山形市	12.3%	28	岐阜市	10.6%	49	倉敷市	8.4%
8	福島市	11.9%	29	豊橋市	12.6%	50	呉市	10.8%
9	郡山市	20.0%	30	岡崎市	16.9%	51	福山市	16.1%
10	いわき市	9.4%	31	一宮市	14.7%	52	下関市	15.0%
11	水戸市	12.7%	32	豊田市	9.5%	53	高松市	10.5%
12	宇都宮市	15.1%	33	大津市	6.1%	54	松山市	8.2%
13	前橋市	15.1%	34	豊中市	15.8%	55	高知市	20.1%
14	高崎市	13.4%	35	吹田市	28.8%	56	久留米市	16.7%
15	川越市	12.0%	36	高槻市	13.1%	57	長崎市	13.6%
16	川口市	11.9%	37	枚方市	15.6%	58	佐世保市	9.6%
17	越谷市	12.5%	38	八尾市	14.6%	59	大分市	17.0%
18	船橋市	11.5%	39	寝屋川市	12.4%	60	宮崎市	17.2%
19	柏市	16.0%	40	東大阪市	12.8%	61	鹿児島市	19.1%
20	八王子市	12.9%	41	姫路市	14.9%	62	那覇市	21.7%
21	横須賀市	11.1%	42	尼崎市	17.8%			

平均	14.7%	最大	松本市	30.4%	最小	大津市	6.1%
----	-------	----	-----	-------	----	-----	------

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
（内閣府男女共同参画局）

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
27	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	行政体制整備室
28	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室
29	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課
30	女性職員の管理職への登用（管理職：課長級以上の職員）	市職員	人事課

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画できるようにするためには、社会の仕組みを整えるとともに、女性が社会的にその能力を発揮できるようにエンパワーメントを支援していく必要があります。

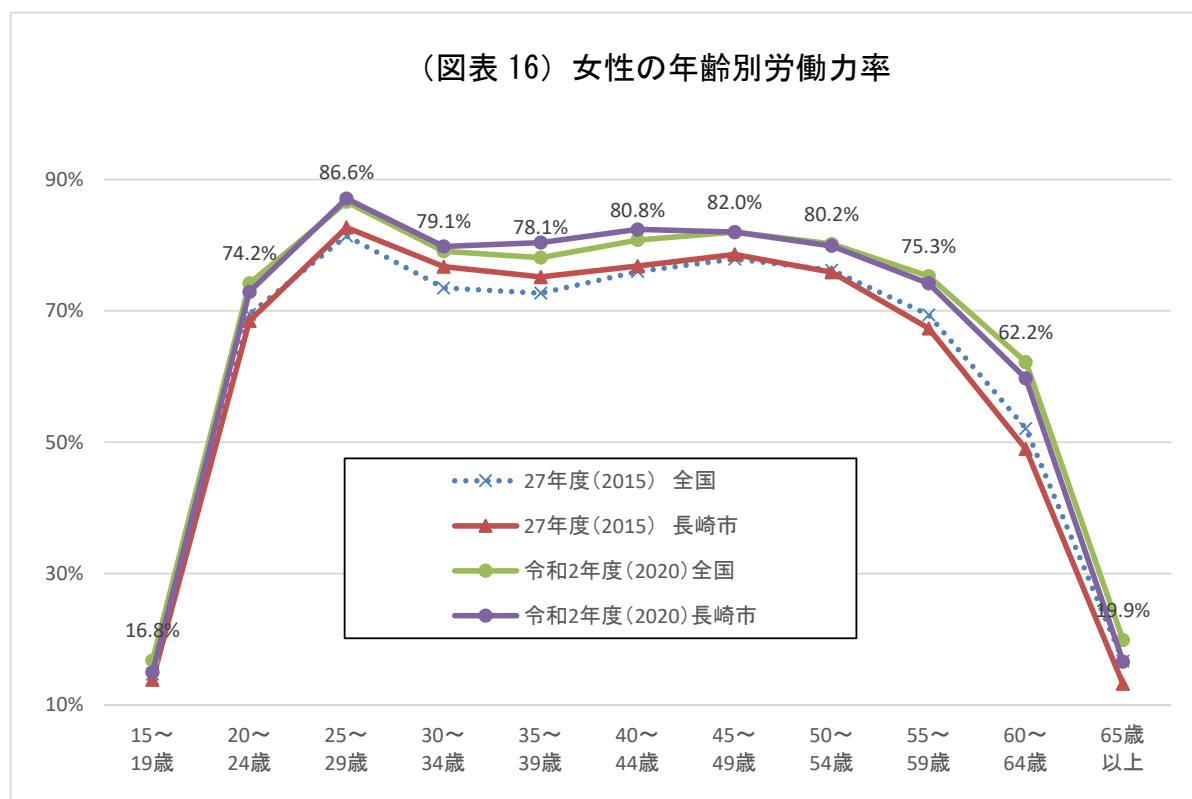
女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図り、女性の社会的・経済的自立と能力の強化の推進を支援します。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組みや保育の受け皿整備、両立支援等のこれまでの官民の積極的な取組みにより、女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代で低下するいわゆる「M字カーブ」はほぼ解消しています(図表16)。

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が安心して子育てしながら、再チャレンジできる社会の実現をめざします。

また、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。

(図表16) 女性の年齢別労働力率



出典「国勢調査」(総務省統計局)

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	33回 (R6年度)	33回	人権男女共同参画室

施策の方向 (10) 女性の人材育成

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
31	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
32	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
33	女性農業者グループの自主的な活動等に対する支援	農業者	農林振興課
34	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室
35	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室

施策の方向 (11) 女性のチャレンジへの支援

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
36	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室
37	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課

第1章
計画策定の趣旨

第1章
計画策定の背景

第1章
計画の位置づけ・期間

第2章
基本計画

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅰ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅱ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅲ

第4章
推進体制

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と ワーク・ライフ・バランス

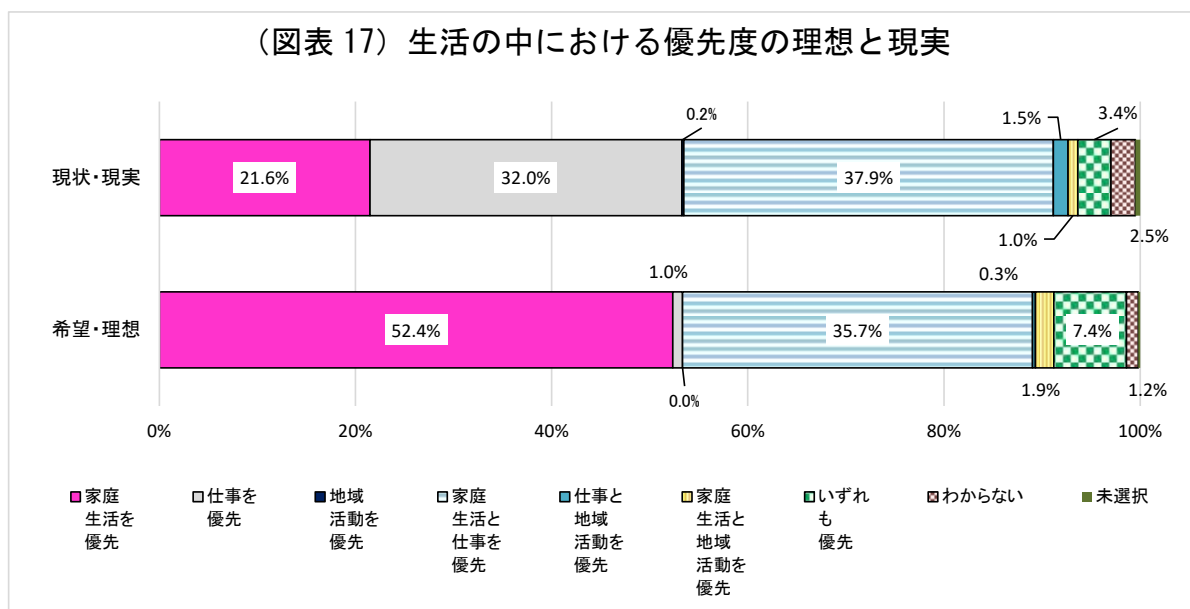
働きたいすべての人がいきいきと働くことができる環境づくりは、社会経済にとっても、ダイバーシティの推進や多様な視点による新しい価値の促進につながります。

働きたいすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスがますます重要となってきますが、理想と現実にはまだ大きな隔たりがあります(図表17)。

また、家庭や社会の役割期待、制度の不備、企業文化、本人の選択などが複雑に絡み合った結果、女性では非正規労働者が多くを占める一方で、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方が広がりを見せています。

性別にかかわらず誰もが社会で充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たしつつ、子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるようにするためには、法や制度等の整備だけでなく、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、実践する必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発等を図るとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画の推進を図ります。



出典「令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査」(長崎市)

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第1章 計画策定の背景
- 第1章 計画の位置づけ・期間
- 第2章 基本計画
- 第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
- 第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
- 第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
- 第4章 推進体制

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
12	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (R6年度)	9事業所	人権男女共同参画室
13	市役所の男性職員の2週間以上の育児休業取得率	40.2% (R6年度)	85.0%	人事課
14	待機児童数	0人 (R7年度)	0人	幼児課
15	放課後児童クラブ利用可能児童数	8,735人 (R6年度)	8,850人	こどもみらい課
16	地域活動等に参加したいと思う人の割合(長崎市市民意識調査)	84.4% (R6年度)	85.0%	自治振興課

施策の方向 (12)

多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

性別にかかわらず均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別による差別的取り扱いやハラスメントがない、働きやすい職場環境づくりの啓発を推進します。

また、働きたい人の均等な機会と待遇が確保され、その能力を十分に発揮できるよう、労働に関する法制度等の情報提供や啓発を行い、労働に関する相談に対応し、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
38	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民事業者	産業雇用政策課
39	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民事業者	人権男女共同参画室
40	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課

41	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室
42	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課
43	市職員（新規採用職員や管理職等）へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
44	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課
45	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室
46	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課
47	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
48	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室

施策の方向（13）

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、仕事と子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるよう、あらゆる機会を捉えて啓発等を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

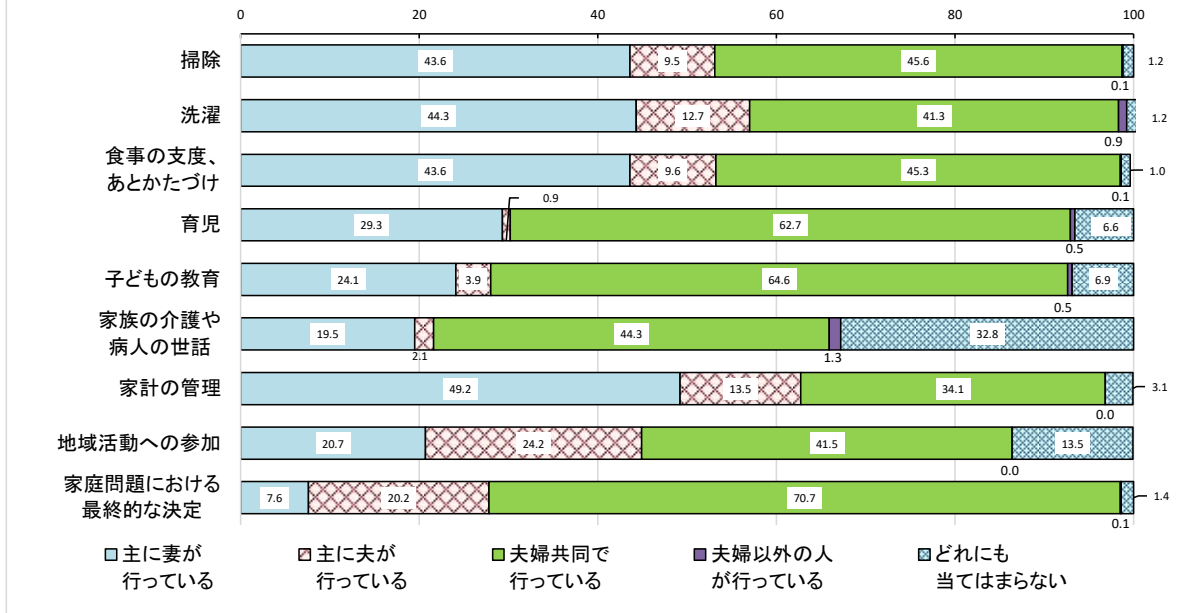
取組番号	取組内容	対象	所管課
49	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
50	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民 事業者	人権男女共同参画室
51	農業者の家族経営協定締結促進（労働時間の適正化、休日の取得促進）	農業者	農林振興課
52	長崎市中企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	商業振興課

施策の方向（14）

家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

現代の多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図るとともに、女性への子育てや介護に関する負担の軽減と、男性も主体的に子育てや介護に参画するための啓発を図ります。

（図表 18） 家庭で、実際に行われている役割分担 [既婚者のみ]



出典「令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査」（長崎市）

%

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
53	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課
54	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課
55	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言（お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置）	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課
56	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業（ファミリー・サポート・センターの運営）	市民	子育てサポート課

57	医療費自己負担額の一部助成 (高校生世代以下の子どもを対象に、その保護者に対し、保険診療にかかる医療費自己負担額の一部助成)	高校生世代以下の子ども	こども政策課
58	ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課
59	待機児童の解消及び認定こども園への移行促進	就学前児童、保護者	幼児課
60	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	児童	幼児課
61	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課
62	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民（男性）	人権男女共同参画室 生涯学習企画課
63	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援課

施策の方向（15）

地域における共同参画の促進

生活に密接に関連する地域社会において、性別にかかわらず誰もが協力し、主体的に関わることができるよう意識啓発に取り組むとともに、市民活動やボランティア、男女共同参画の推進に関する取組み等の活性化を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
64	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室
65	市民活動センターの設置・運営（市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点）	市民	市民協働推進室

66	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課
67	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課
68	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体 市民	地域コミュニティ推進室
69	地域における男女共同参画の推進に関する取組みを行う個人又は団体への支援	市民	人権男女共同参画室

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

3 推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題8 暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女間の社会的地位や経済力の格差などの男女がおかれた状況の違いや、根強い偏見等が存在しています。

2023（令和5）年度に長崎市が行った「男女共同参画に関する意識調査」では、女性の22.8%が、自分自身や身近な人が被害にあったり、暴力被害について相談されたことがあると回答しています（図表19）。

また、コロナ禍により、生活困窮や孤独・孤立、DV相談件数が増加するなど、非常時には平常時の社会課題がより深刻化し、顕在化することが明白になりました。

暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。それぞれが社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するために、暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、若年層からの未然防止啓発のための講座を開催します。また、相談窓口の周知や、相談体制の充実など、被害者の支援対策を推進します。

長崎市では、家庭や夫婦間の悩み、DV、職場や地域での問題の相談を受けるアマランス相談に、平成23年4月から配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、必要な助言、関係機関の情報提供等、被害者の意思を尊重しながら支援を行っています。

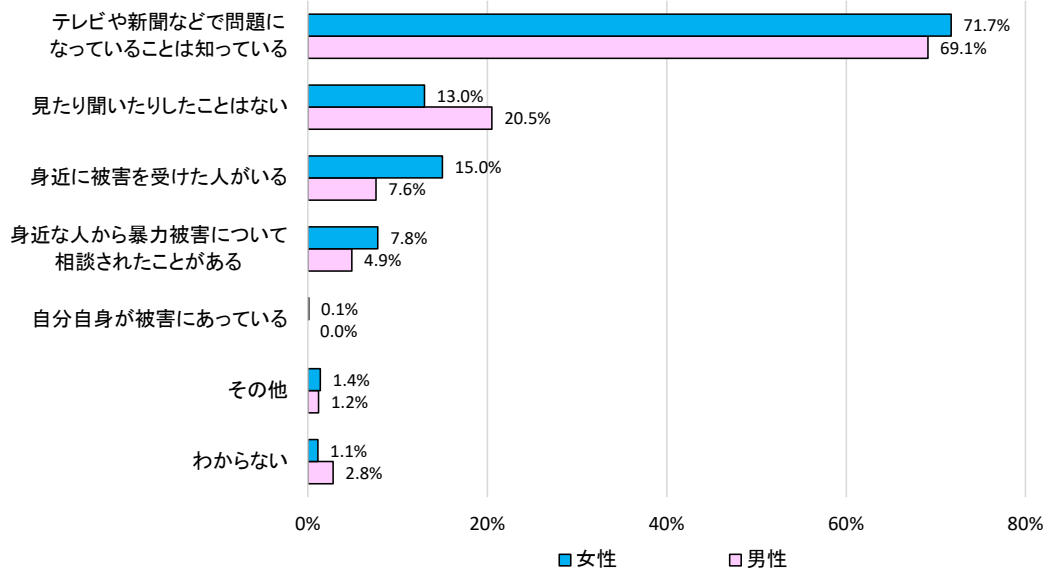
DV被害や性暴力被害等に対する支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、幅広い分野の関係機関が認識の共有や情報交換、具体的な事案に即した協議に至るまで様々な形で連携していくことが求められます。そのため、関係各課、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関と協働して連携強化を図り、支援を積極的に担うことに努めます。

また、女性の社会進出が進むにつれて、配慮すべき問題の一つにセクハラがあります。雇用の場におけるセクハラ防止については、男女雇用機会均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校・研究分野・地域活動などあらゆる分野においても、セクハラの未然防止が必要です。

このため、セクハラ等防止の講座開催や、ホームページ等を活用した情報発信による意識啓発を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施や相談機関の周知を行います。

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

(図表 19) 配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）異性からの暴力（DV）やその被害について、見たり聞いたりしたことがありますか【複数回答】



主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
17	デートDV防止授業開催数	25回 (R6年度)	25回	人権男女共同参画室 学校教育課
18	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合（長崎市市民意識調査）	41.1% (R6年度)	50.0%	人権男女共同参画室

施策の方向 (16)

DV（配偶者等からの暴力）対策の推進

DV防止のための講座開催や情報発信等による啓発を図るとともに、主に長崎市内の中学校等において、「デートDV防止授業」を民間団体の協力を得ながら、積極的に実施しています。DVの正しい知識と心と身体の大切さなど、対等な人間関係の形成を図る意識啓発を推進します。

また、関係各課や、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関との連携強化を図り、DV被害者の支援を行います

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
70	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
71	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室
72	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デートDV防止授業）の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課
73	相談員の資質向上及び心理的ケア（ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加）	相談員	人権男女共同参画室
74	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室
75	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅（目的外使用の住戸）の確保	DV被害者	建築総務課
76	DVに関する相談（アマランス相談）	市民	人権男女共同参画室
77	一般相談、法律相談（市民相談）	市民	自治振興課
78	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置（住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限）	DV被害者	住民情報課
79	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室
80	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課
81	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課
82	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営（障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施）	障害者等	障害福祉課
83	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

施策の方向（17）

セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

あらゆる分野でのセクハラやモラル・ハラスメント⁹等の未然防止のため、講座の開催やホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施及び相談機関の周知を行います

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
84	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
85	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室

⁹ モラル・ハラスメント（モラハラ）とは、身体的ではなく、精神的・情緒的な次元を通じて行われる継続的な倫理観でのいじめ・嫌がらせなどの行為のこと。

主要課題9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

近年、社会構造の変化などにより社会全体のつながりが希薄化しており、誰もが孤独・孤立状態になりやすい状況となっており、加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

中でも、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性被害犯罪、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

このため、国においては、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなるおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との連携」といった視点も取り入れた新たな支援の仕組みを構築するため、2024（令和6年）4月に女性支援新法が施行されました。

長崎市では、これまでもアマランス相談において、家庭や職場、地域などの人間関係について性別に関わらず相談を受け支援を行なってきました。しかし、近年の複雑・多様化した様々な問題（経済的、社会的、身体的・精神的など）を抱える人々を包括的かつ継続的に支えるために、必要な援助を早期に行うことが求められています。女性においては、母子世帯や高齢単身女性が貧困に陥りやすい状況にある一方で、男性も非正規雇用の割合が高くなっており、不安定な就労環境におかれている方が増えています。さらに障害があることや外国人であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が偏見等を背景に、一層複合的な困難を抱える場合があります。

このため、男女共同参画の視点に立って、その人権が尊重され安心して自立した生活ができるよう、生活上の様々な困難な問題を抱える人に対して必要な支援が届くようにする必要があります。市の相談窓口が、最も身近な相談先としての役割を果たしながら、多様なニーズに応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに、きめ細やかな支援を行っている民間団体との協働により、切れ目のない支援を目指します。また、支援情報等の啓発・広報を継続的に行い、偏見や差別の解消のため、社会の理解促進と意識改革を促します。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
19	相談したことで何らかの改善又は変化を得た女性の割合	92.7% (R6年度)	96.5%	人権男女共同参画室

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

施策の方向（18）

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

困難な問題を抱える女性等に対し、生活の安定や経済的自立につがる支援、心理的ケアの充実等を行うとともに、相談支援に関わる団体・機関、関係各課と連携し多様なサービスにつなげることができるよう重層的な支援を行います。また、相談窓口や活用できる制度等について周知を行い、困難な問題を抱える女性等に対する理解の促進に努めます。

併せて、適切な支援を実施するため、研修等を通じた様々な関係機関との情報共有や相談員の相資質向上を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
86	困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援	市民	人権男女共同参画室
87	関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室
88	女性支援やDV防止等の活動を行っている民間団体等との連携体制の充実	民間団体 関係機関	人権男女共同参画室
58	【再掲】ひとり親家庭への支援 （生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援）	ひとり親家庭	こども政策課

主要課題 10 防災・復興における男女共同参画の推進

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その大きさが決まってくると考えられます。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害の発生は、全ての人々の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人たちがより多くの影響を受けることが指摘されています。

非常時には、家事・育児・介護等が女性に集中する一方で、男性は仕事や家庭の経済的責任の面で心身ともに追い込まれる傾向にあります。また、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性のみならず、復旧・復興時における男性の孤立や活力の低下に影響するとも言われています。さらに、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などが顕在化するなど、平常時の課題が顕著になります。

このため、男女共同参画の視点を取り入れて、性別による災害から受ける影響の違いなどに配慮した平常時の備えや災害対応を行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
20	女性市民防災リーダー数	216人 (R6年度)	270人	防災危機管理室

施策の方向（19）

防災・復興への男女共同参画の視点の反映

災害時における男女のニーズの違い等を把握して、女性の視点を反映させるため、防災分野における女性の参画の拡大や、防災・復興の現場における男女共同参画を推進します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
89	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
90	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室

91	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
92	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制

第4章 推進体制

第4章 推進体制

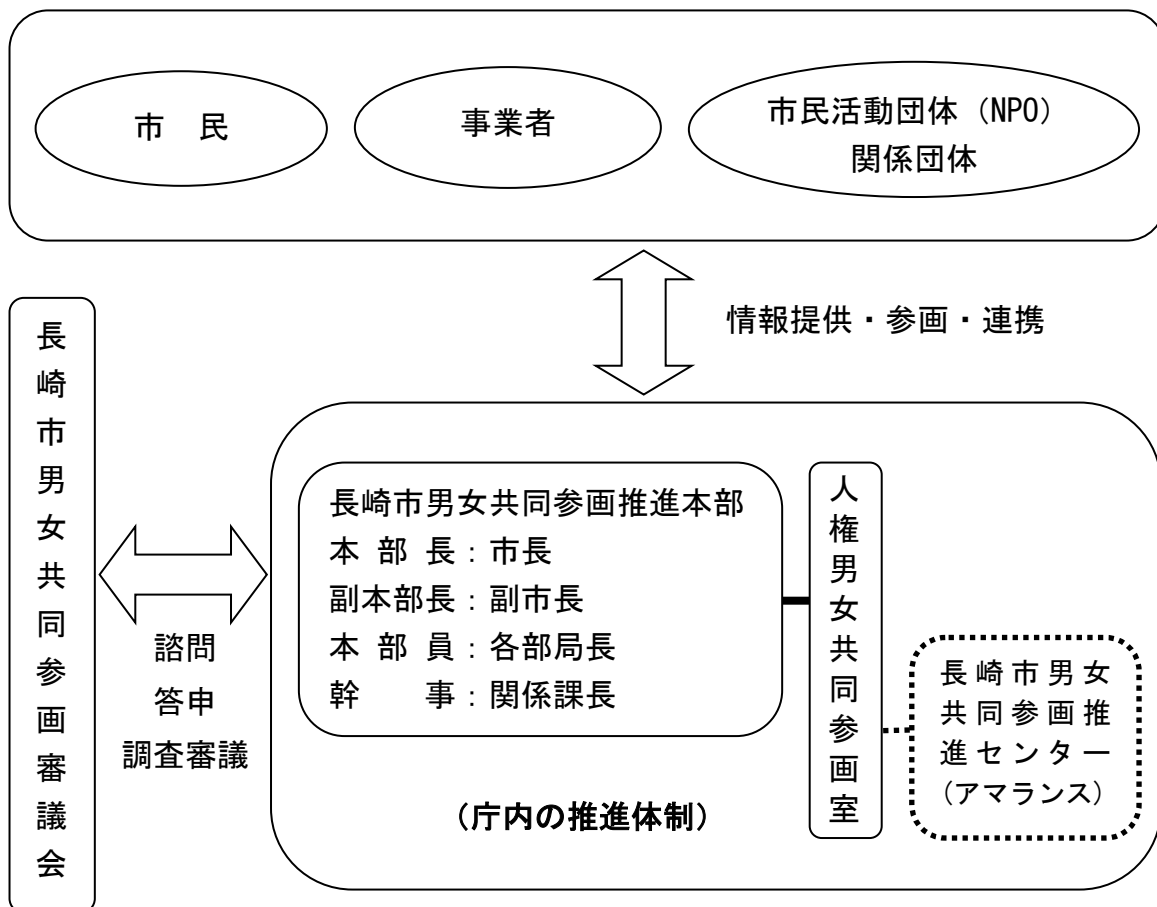
男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認し、年次的に検証していきます。

国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ることが必要となります。

施策の取組状況については、市長を本部長とする長崎市男女共同参画推進本部を中心に、長崎市男女共同参画審議会の機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進に向けては、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働による啓発を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業を展開できるような運営を図ります。

＜長崎市男女共同参画推進体制図＞



第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制